

平成 23 年度 行政監査「調査研究業務の委託について」の 結果に基づき講じた措置

個 表

着眼点別	
外部委託の必要性について	1
成果の公表について	2
成果の共有について	3
設計価格の積算について	4
契約事務手続きについて	4
委託業務別	
「超高齢化地域」調査研究事業委託	5
中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託(H21)	6
中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託(H22)	
三重県 IT 利活用の基本方針改正支援業務	8
1944 年東南海地震災害教訓の抽出に関する研究業務委託	9
男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査業務	10
統計調査サポート事業業務	11
資料データ整理事業業務	
ユニバーサルデザインに関する県民意識の調査及び分析業務委託	12
がんに係る医療資源調査事業(H21)	13
がんに係る医療資源調査事業(H22)	
医療機関等看護職員需要調査緊急雇用創出事業業務委託	14
県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託	15
伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査事業委託業務	16
三重県海岸漂着物実態調査委託業務	
「三重の木」の流通等に係る調査業務等委託事業	17
漁業・漁村振興調査業務委託	18
「資源生産性競争時代を見据えた産業振興調査事業」業務委託	19
科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その 1)	20
科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その 2)	

平成 25 年 5 月

三重県監査委員事務局

監査の結果及び意見	
<p>(着眼点別の意見)</p> <p>< 是正、改善を求める事項 () ></p> <p>1 外部委託の必要性について</p> <p>県では、外部委託を推進するために「外部委託に係るガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」を、また、契約の透明性や競争性を確保するために「調査委託契約実施要綱(以下、「実施要綱」という。)」を定め運用している。</p> <p>いずれの調査研究も、ガイドライン及び実施要綱で掲げている外部委託について検討すべき業務として位置づけられているものであった。</p> <p>しかし、委託の目的が職員の有していない専門知識やノウハウの活用であることを理由に、ガイドラインが示す県が直接実施する場合とのコスト比較を行っていないものが多く見受けられた。</p> <p>今後は、コスト比較も含めて費用対効果の観点からも、外部委託の必要性について十分な検討が行われるよう、具体的な検討手順等を示すなど、ガイドラインの見直しについて検討されたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(総務部 総務課)
<p>< 実施した取組内容及び成果 ></p> <p>1 外部委託の必要性について</p> <p>民間の持つ豊富な知識や経験等を活用し、サービスの質の向上と行政運営の効率化を図るため、「民間活力の導入に関するガイドライン」を策定しました。</p> <p>新しいガイドラインでは、県が関与すべき事務事業のうち、県が直接実施すべきものを除く全ての事務事業について、その内容に応じた適切な手法を検討し、民間活力の導入を進めていくこととしています。</p> <p>また、民間活力の導入により、既に事務事業の外部化を実施しているものについても、オールインワンシステムにより、毎年度、その成果について検証し、事務事業の見直しを図ることとしています。</p> <p>なお、「民間活力の導入に関するガイドライン」は、これまで、外部委託を推進するために運用してきた「外部委託に係るガイドライン」の内容を包含し、策定したものであり、ガイドラインの運用を通じ、コストの適正化も含めた民間活力の導入による公共サービスの質の向上と行政運営の効率化が図られるよう、努めていきます。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(着眼点別の意見)</p> <p>< 是正、改善を求める事項 () ></p> <p>1 成果の公表について</p> <p>調査研究の成果について、個人情報等を含むことを理由に公表していないもの7件を除き、県のホームページで公表しているものは5件あったが、公表はしているものの、提供方法や内容が不十分なものが5件、公表していないものが3件見受けられた。</p> <p>今後は、個人情報の保護等に十分配慮しつつ、広く県民が活用できるよう、県の情報提供媒体等を活用して、積極的に公表・情報共有を進めることが望まれる。</p> <p>このため、「三重県情報公開条例の解釈及び運用」において、公表を目的として作成された以外の成果についても、情報提供をより積極的に行うよう位置づけるとともに、その趣旨等について、職員への周知に努められたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(戦略企画部 情報公開課)</p>
<p>< 実施した取組内容及び成果 ></p> <p>1 成果の公表について</p> <p>「三重県情報公開条例の解釈及び運用」を改正し、第41条において調査研究業務の成果についても、可能な限り公表が行われることが望ましいと位置づけ、平成24年4月1日から施行しました。</p> <p>また、平成24年4月発行の「情報公開の手引」において、その趣旨等を記載し、各所属、情報公開推進員及び研修参加者等に配布し、職員への周知に努めました。</p>	

監査の結果及び意見	
<p>(着眼点別の意見)</p> <p>< 是正、改善を求める事項 () ></p> <p>1 成果の共有について</p> <p>多くの調査研究では、その成果について関係機関と共有されていたが、一部、関係機関への周知が不十分なものが見受けられた。</p> <p>また、関係機関との情報共有がなされているものについても、所管部局と密接に関連する部局との情報共有にとどまっていた。</p> <p>今後、各部局に蓄積されている成果や得られたノウハウ等をより有効に活用できるよう、全庁的に把握・共有できる仕組みの構築について検討されたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(戦略企画部 企画課)
<p>< 実施した取組内容及び成果 ></p> <p>1 成果の共有について</p> <p>グループウェアの電子ロッカーにある全庁用ロッカーを利用し、各部局が実施した調査研究の成果等を全庁的に共有するための仕組みを平成24年11月に構築しました。</p> <p>現在、各部局が実施した過去3か年分(平成22、23、24年度)の調査研究のデータを登録し、情報の共有を図っています。</p> <p>今後は、調査研究のデータの適正な登録を促すとともに、本仕組みの利活用方法を全職員に十分に浸透させ、持続的かつ有効的な仕組みとなるように努めます。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(着眼点別の意見)</p> <p>< 是正、改善を求める事項 () ></p> <p>1 設計価格の積算について</p> <p>設計価格について、多くのものは国や県の公共事業の積算基準、あるいは類似する業務を参考に積算されていたが、積算根拠が不明確なものなどが見受けられた。</p> <p>また、調査研究の内容が多様であることもあり、その積算方法も一律ではなかった。</p> <p>業務の効率性や説明責任の観点より、設計価格の積算基準を定め、調査研究の内容に即して積算を行うことが求められていることから、基準の策定について検討するとともに、積算技術の向上に努められたい。</p> <p>2 契約事務手続きについて</p> <p>契約事務手続きにおいて、執行伺い決裁後の出納局の事前検査を受けなかったもの、契約書に定めた期限内に委託料の支払いや完成検査を実施していないものなど、不適切な事案が多数見受けられた。</p> <p>今後は、契約事務も含めた会計事務全般についての研修の充実、ミスが起こりやすいものについて職員への周知等とともに、内部のチェック体制を強化し、適正な執行に努められたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p> <p>< 実施した取組内容及び成果 ></p> <p>1 設計価格の積算について</p> <p>積算基準の策定に向けて、各都道府県に調査研究委託業務の積算にかかる照会を行いました。その結果、基準を策定している事例が1県(北海道)ありましたので、積算するうえでの参考となるよう各所属に対して本事例を情報提供しました。</p> <p>他県での事例が一つしかなく、また、策定に当たっては専門的な知識を必要とすることから、本県独自の基準の策定に向けて引き続き研究・検討していきます。</p> <p>2 契約事務手続きについて</p> <p>契約事務については、これまで専門研修として半日単位での研修(延べ2回)を実施していましたが、平成24年度には内容を充実させ、1日通しでの研修として延べ2回実施し、多くの出席者を得ることができました。</p> <p>事前検査の漏れについては、各所属に対して事後検査において確認・指導を行いました。また、事前検査後の事務処理で誤りやすいものについて、「事前検査後の事務処理のチェックリスト」を作成・配付して周知を行いました。</p> <p>この結果、契約事務を含む平成24年度の指導件数は469件で、前年度の798件から大幅に減少しました。</p>	<p>(出納局 会計支援課)</p>

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>調査研究委託業務名 「超高齢化地域」調査研究事業委託</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>今後も、継続的に調査を行い、部局横断的な組織のもと、地域住民、市町、NPO や大学等多様な主体と連携・協力し、当該調査研究の成果に基づくモデル事業で得たノウハウや課題解決策を活用し、他地域への展開も含め、超高齢化地域対策に取り組まれない。</p> <p>成果の内容は、全国の先進事例や具体的な施策の方向性をまとめているものであり、他地域への波及効果を考慮し、個人情報等の公表に支障のある部分を除き、より広く県民への公表をすることが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課)</p>
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>当該調査の結果、超高齢化地域の多くは県の南部地域に存在していることが明らかになりました。これを受け、「若者の雇用の場の確保と定住の促進」を目標とする「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民カビジョン行動計画」に位置づけ、その推進組織として南部地域活性化局を設置しました。</p> <p>南部地域活性化プログラムでは、地域住民の生活の場である集落を支援する取組を進めていくこととしており、モデル地域を選定し、超高齢化地域対策も含めた集落機能を維持するための取組(「集落支援モデルの構築事業」)を市町・大学・地域と連携して進めています。</p> <p>また、南部地域活性化局が中心となり、南部地域の市町が抱える課題等について関係部局と常に情報共有するとともに、関係部局の施策等を有効に活用しながら、南部地域の活性化に向けた総合的・横断的な取組を進めています。</p> <p>集落支援モデルの構築事業は、本年度は、尾鷲市早田および近隣集落と志摩市渡鹿野島において取組を進めるとともに、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、平成25年度からの取組に向けた準備を進めています。モデル地域で得られたノウハウをもとに、今後、市町が市町内の他地域への波及を図っていきます。</p> <p>なお、この取組では、対象地域における人口推移等の客観的な実態も明らかにすることとしています。</p> <p>南部地域の活性化に向けた取組を進めるため、南部地域13市町や有識者で構成する「南部地域活性化推進協議会」を設置するとともに、課題に応じて協議や情報共有を図る場として4つの部会を設置しました。このような場を通じて、市町と、調査の概要や集落支援の取組における課題等について情報共有を図っています。</p> <p>調査研究の成果は、庁内グループウェアに登録し各部局に共有するとともに、南部地域活性化局のホームページで広く県民への公表を行いました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>調査研究委託業務名 中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託(平成 21 年度) 中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託(平成 22 年度)</p>	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。() [根拠：会計規則第121条] (2) 概算払精算書が提出されていない。() [根拠：会計規則第49条・50条]</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について これまでのモデル事業の取組をふまえ、今後、他地域への波及効果を高めるためには、所期の目標が達成できるよう関係機関や受託事業者との連携を密に取り組みとともに、今後、同様のモデル事業を他地域で実施する際には、募集段階から市町や地域等の推進主体に対し、事業の趣旨、内容、目標年度、推進体制等を十分周知し進められたい。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について 今後も、継続的に対象地域の調査を行い、実態を把握するとともに、部局横断的な組織のもと、地域住民、市町、NPO や大学等多様な主体と連携協力し、当該調査研究の成果で得たノウハウや課題解決策を活用し他地域への展開に向け取り組まれたい。</p> <p>成果の内容は、モデル地域の住民の話し合いを通じて、地域の課題解決に向け取組を行うものであり、このような取組を他の地域に展開するためには、個人情報等の公表に支障のある部分を除き、より広く県民への公表をすることが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況) (地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課)</p>	
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて (1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査については、経理担当者と連携を密にして十分確認することを周知徹底し、適正な事務処理が行われるようになりました。</p> <p>(2) 実績報告書提出の際に概算払精算書も併せて提出してもらうことを周知徹底し、適正な事務処理が行われるようになりました。</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について 「若者の雇用の場の確保と定住の促進」を目標とする「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民カビジョン行動計画」に位置づけ、その推進組織として南部地域活性化局を設置しました。 南部地域活性化プログラムでは、地域住民の生活の場である集落を支援する取組を進めていくこととしています。この取組は、モデル地域を選定し、超高齢化地域対策も含めた集落機能を維持するための取組を市町・大学・地域と連携して進めるというものであり、本年度は、尾鷲市早田および近隣集落と志摩市渡鹿野島において取組を進めるとともに、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、平成 25 年度からの取組に向けた準備を進めています。モデル地域で得られたノウハウをもとに、市町は今後、他地域への波及を図っていきます。 事業の実施にあたっては、募集段階から、南部地域 13 市町や有識者で構成する「南部地域活性化推進協議会」等を通じて、市町に事業の趣旨や内容について十分周知を図るとともに、地域等の推進主体とも十分な協議を行いながら進めています。</p>	

<改善についての検討状況>

1 成果の利活用について

当該調査の結果、超高齢化地域の多くは県の南部地域に存在していることが明らかになりました。これを受け、「若者の雇用の場の確保と定住の促進」を目標とする「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民カビジョン行動計画」に位置づけ、その推進組織として南部地域活性化局を設置しました。

南部地域活性化プログラムでは、地域住民の生活の場である集落を支援する取組を進めていくこととしており、モデル地域を選定し、超高齢化地域対策も含めた集落機能を維持するための取組(「集落支援モデルの構築事業」)を市町・大学・地域と連携して進めています。

また、南部地域活性化局が中心となり、南部地域の市町が抱える課題等について関係部局と常に情報共有するとともに、関係部局の施策等を有効に活用しながら、南部地域の活性化に向けた総合的・横断的な取組を進めています。

集落支援モデルの構築事業は、本年度は、尾鷲市早田および近隣集落と志摩市渡鹿野島において取組を進めるとともに、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、平成25年度からの取組に向けた準備を進めています。モデル地域で得られたノウハウをもとに、今後、市町が市町内の他地域への波及を図っていきます。

なお、この取組では、対象地域における人口推移等の客観的な実態も明らかにすることとしています。

南部地域の活性化に向けた取組を進めるため、南部地域13市町や有識者で構成する「南部地域活性化推進協議会」を設置するとともに、課題に応じて協議や情報共有を図る場として4つの部会を設置しました。このような場を通じて、市町と、調査の概要や集落支援の取組における課題等について情報共有を図っています。

調査研究の成果は、庁内グループウェアに登録し各部局に共有するとともに、南部地域活性化局のホームページで広く県民への公表を行いました。

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名 三重県 IT 利活用の基本方針改正支援業務	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>契約事務手続き上、不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 予定価格は設定されていたものの、予定価格調書が作成されていなかった。 [根拠:会計規則第65条]</p>	
講じた措置(処理状況)	(地域連携部 IT推進課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1) 予定価格調書については、作成漏れがないよう事業担当者に周知するとともに、事業執行伺い及び契約伺いにおいて課内経理担当者から承認を受けることを徹底し、チェックを強化することで、適正な事務処理が行われるようになりました。</p>	

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	1944年東南海地震災害教訓の抽出に関する研究業務委託
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い及び契約伺いに前金払による支払いについて記載されていなかった。 [根拠：「契約事務の手引き」第3章]</p> <p>(2) 契約書に、前金払による支払い及び個人情報の保護について記載されていなかった。 [根拠：会計規則第76条]</p> <p>(3) 完成認定書に、委託業務の完成年月日が記載されていなかった。[根拠：会計規則第85条]</p> <p>2 成果の利活用について 自然災害に対する減災対策として、引き続き、市町と協働して「自助」「共助」を軸に地域における自主的な防災活動の活性化を図るため、当該調査研究の成果をより一層活用し、防災知識や意識の普及・啓発を進めていく必要がある。このため、平成18年度から20年度の3か年の調査研究のすべての成果をとりまとめた「体験談記録集」の作成や公表を早期に実施できるよう取組を進められたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(防災対策部 防災企画・地域支援課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1) 執行伺い及び契約伺いに前金払による支払いについて記載されていなかった点については、記載を周知徹底し、適正な契約事務の処理を行っています。</p> <p>(2) 今後契約を行う場合は、個人情報保護に関する事項を記載した契約書によることとし、個人情報を取り扱う際の注意事項、契約書の作成方法を周知徹底するとともに、決裁の際に個人情報の適正な保護管理について確認することとし、適正な契約事務の処理を行っています。</p> <p>(3) 完成認定書に記載すべき内容を周知徹底し、適正な契約事務の処理を行っています。</p> <p>2 成果の利活用について 平成18年度から20年度の3か年の調査研究のすべての成果をとりまとめた「体験談記録集」を平成24年3月に作成し、県の防災HP「防災みえ.jp」において公表するとともに、地域での啓発に活用しています。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>調査研究委託業務名 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査業務</p>	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>設計価格の積算時に、単価引用に係る誤りが見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>契約事務手続き上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 [根拠：会計規則第121条]</p> <p>(2) 契約履行の確認を行う検査員が契約の発注担当者と同一人であったので、契約発注担当者とは異なる職員が検査を行うことが望ましい。 [根拠：会計規則第85条]</p>	
<p>講じた措置(処理状況) (環境生活部 男女共同参画・NPO課)</p>	
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>設計価格の積算にあたって単価を引用する場合には、直近の単価表から引用するよう留意し、適正な積算を行うよう積算技術の向上に努めました。</p> <p>(1) 職員に対して出納局事前検査対象案件について周知し、執行毎に確認を徹底させるとともに、検査漏れのないよう経理担当者が二重に確認するようにしました。</p> <p>(2) 履行確認の検査は、契約発注担当者とは異なる職員(主に副務者)が行うよう努めました。</p>	

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	統計調査サポート事業業務、 資料データ整理事業業務
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い及び契約伺いに概算払について記載されていなかった。() [根拠：「契約事務の手引き」第3章、会計規則第76条]</p> <p>(2) 契約書に概算払金額が明記されておらず、別途起案による決裁も受けていなかった。() [根拠：会計規則第49条・50条]</p> <p>(3) 業務完了前に完成認定を行い、支払を行っていた。() [根拠：会計規則第85条]</p> <p>2 成果の利活用について</p> <p>今後、当該調査研究の成果の公表を行う際には、データをわかりやすく市町等が活用しやすいよう整理したうえで公表し、収集したデータが今後の施策推進において効果的に活用されるよう努められたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(環境生活部 男女共同参画・NPO課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1)(2) 職員間で不適正事例として共有のうえ、今後は会計規則等に則り適正な事務処理を行うよう徹底しました。また、概算払といった特例処理をする際には、経理担当者をはじめ複数人によるチェックを行う等、より慎重に事務を進めるよう再発防止に努めました。</p> <p>(3) このような誤りを二度と繰り返さないよう、職員に会計規則等の遵守を徹底するとともに、支払に至るまでの各段階におけるチェック体制の充実に努めました。</p> <p>2 成果の利活用について</p> <p>両調査によって収集・整理したデータをもとに、平成23年度に「統計でみる三重の男女共同参画データブック」を作成し、関係機関等へ配布するとともに、県男女共同参画センターのホームページ上で公表しました。</p>	

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	ユニバーサルデザインに関する県民意識の調査及び分析業務委託
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>契約手続き上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 完成検査が契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。</p> <p>(2) 契約履行の確認を行う検査員が契約の発注者と同一人であったので、契約発注担当者とは異なる職員が検査を行うことが望ましい。 [根拠：会計規則第85条]</p>	
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 地域福祉課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1) 契約書に基づく履行期限内に完成検査を行うよう職員に周知することにより適切な事務処理が行われるようになりました。</p> <p>(2) 契約発注担当者と別の者が契約履行の確認を行うように改めました。</p>	

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	がんに係る医療資源調査事業、 がんに係る医療資源調査事業
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(、)</p> <p style="text-align: right;">[根拠：会計規則第121条]</p>	
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 医療対策局 健康づくり課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1) 三重県出納局検査要領第3条第2項にて事前検査が必要とされている案件については、事前検査を受けているかどうか、所属内での担当、副担当、G副課長等によるチェック体制を強化することにより、適正に事務処理を進めています。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>調査研究委託業務名 医療機関等看護職員需要調査緊急雇用創出事業業務委託</p>	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。[根拠：会計規則第121条] (2) 実績報告書の提出が遅滞していた。 [根拠：会計規則第83条] (3) 委託料の支払いが、契約書に規定する期限より遅滞していた。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 委託の実施方法と成果の状況について 当該調査研究の成果を今後の施策検討の際に活用しやすくなるよう、集計方法等を検討することが望ましい。</p> <p>2 成果の利活用について 当該調査研究の結果及び類似調査による経年変化を確認するなど、展開中の施策や事業の効果の検証や新たな施策・事業について、継続して検討していくことが望ましい。</p> <p>当該調査研究の成果を県看護協会の情報提供媒体で公開しているほか、報告書を関係機関に配付しているものの、県の情報提供媒体も活用して、広く情報提供を行うことが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(健康福祉部 医療対策局 医務国保課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1) 出納局事前検査が必要な案件について周知徹底することにより、事前検査を漏らすことなく受けるようになりました。</p> <p>(2) 必要書類の提出時期について委託者と受託者双方で十分に確認することにより、適正な契約事務の処理が行われるようになりました。</p> <p>(3) 請求書が届き次第早急に支払い処理をすることを徹底することにより、適正な支払い処理が行われるようになりました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 委託の実施方法と成果の状況について 当該調査では、病院からの回答データも納品されているため、当方で必要なデータを抽出することができます。また、今後調査を委託する際には、クロス集計ができ、より効果的な調査結果になるよう検討しています。</p> <p>2 成果の利活用について 当該調査を継続(類似調査を隔年で実施)することにより経年変化を確認し、看護職員確保対策事業に反映することにより活用しています。</p> <p>当該調査結果は、県看護協会の情報提供媒体での公開や報告書を関係機関に配布することに加えて、県ホームページへの掲載を行いました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>調査研究委託業務名 県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託</p>	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>設計価格の一部に積算根拠が不明確なものがあつたほか、アンケート回収率に応じた積算がなされていないものがあつたので、今後、説明責任や経費節減の観点から積算精度の向上に努められたい。</p> <p>契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 [根拠：会計規則第121条]</p> <p>(2) 当初、県が学校を通じて小学5年生から高校3年生を対象(2,000件)に別途実施する「子どもの意識調査」のデータ入力・集計・分析を委託業務の一つとしていた。</p> <p>契約締結後、受託事業者と意識調査項目等の検討を行い、国等で実施された調査の情報収集とその活用について考え方の整理を依頼した。その結果、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」のデータの活用が可能であることが判明し、県教育委員会と調整の上、そのデータを活用し、集計や分析を行った。</p> <p>これは、当初契約時の委託項目等を変更しているものであり、契約金額には変更はないものの、会計規則に基づく変更契約の手続きが行われていなかった。 [根拠：会計規則第79条]</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について</p> <p>関連調査の確認が十分でなく、契約締結後に調査方法を変更しているものがあつたので、今後は、事前に調査方法の検討を適切に行い、委託業務の効率的な実施に努められたい。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>結果報告書には、子育てに関する意識等について詳細な分析がなされており、関係機関や県民等に広く活用できる内容であることから、関係機関へ周知するとともに、県ホームページへ掲載を行うなど一層積極的に公表することが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況) (健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課)</p>	
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>これまでの実績や他課の事例を参考にするなど積算根拠をあきらかにするとともに、設計価格の積算の精度を高めるよう心がけました。</p> <p>(1) 副担当、副課長をはじめ更なるチェック体制の強化に取り組みました。引き続き、厳格な複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。</p> <p>(2) 担当者は、事前に類似調査の調査状況を確認するとともに、委託業務内容と進捗状況を把握し、副課長、審査担当とも連絡相談を密にして、業務内容を変更する場合は適切に変更契約手続きを行うことを課内で徹底しました。</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について</p> <p>調査にあたっては、事前にグループウェアの電子ロッカーで共有化された類似調査等の状況を確認し、効率的な委託契約を行うことについて課内で共有しました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>当該調査結果をもとに、「第二期次世代育成支援行動計画」を策定し、関係機関へ配布しました(平成22年3月)。調査結果を含む同冊子の内容を県ホームページへ掲載しました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>調査研究委託業務名</p>	<p>伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査事業委託業務 三重県海岸漂着物実態調査委託業務</p>
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 設計価格の積算時に、計算や積算根拠記述、単価引用に係る誤りが見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。() また、積算基準等を選択した根拠や変更契約時の積算方法が不明確なものがあつたので、より一層明確となる資料の作成を行うことが望ましい。() 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 契約変更に伴う支出負担行為変更日を誤って処理していた。() [根拠：会計規則第30条]</p> <p>(2) 改正前の「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき契約を締結していた。() [根拠：会計規則第76条]</p> <p>(3) 完成検査が、契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。()</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 委託の実施方法と成果の状況について 事業計画段階から関係者との連絡調整を十分行うことで、円滑な事業の進行を図られたい。</p> <p>2 成果の利活用について 当該調査研究の成果を活用して、策定中の「三重県海岸漂着物対策推進計画(案)」に、具体的で実効性の高い対策を盛り込むとともに、伊勢湾に流入する流域全体で海岸漂着物の処理の推進及び発生抑制対策を講じる必要があることから、県内だけでなく国や他県等の関係自治体など多様な主体と情報を共有し、協力体制を構築して環境保全活動をさらに活性化されたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(環境生活部 大気・水環境課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 設計価格の積算時には、担当者以外の者が必ず設計価格の検算を行うとともに、単価等の根拠資料を添付することとしました。</p> <p>(1) 契約関係書類を十分確認し適正な日付で財務会計システムへ入力するようにしました。 (環境生活総務課)</p> <p>(2) 契約関係書類については、決裁時に最新のものが添付されているか担当者以外の者が確認することとしました。</p> <p>(3) 完成検査の日程について検査員と調整の際に、検査日が履行期限内であることを検査員と共に確認することとしました。また、受託業者の業務進行管理を徹底し、完成検査日程を予め伝えることで、余裕を持った報告書(成果品)の提出を求めることとしました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 委託の実施方法と成果の状況について 事業計画段階において業務実施の際の関係者を的確に把握し、業務内容について予め連絡調整を行うこととしました。</p> <p>2 成果の利活用について 調査結果を基に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を平成24年3月に策定し、多量のごみが漂着する鳥羽市と志摩市(一部)を県独自に最重点区域としました。また、発生抑制には三重県だけでなく愛知県、岐阜県及び名古屋市とも連携して取り組む必要があるため、平成24年4月、東海三県一市で構成する伊勢湾総合対策協議会に海岸漂着物対策検討会を設置しました。 さらに、海岸漂着物対策検討会の活動として、平成24年10月に、東海三県一市の環境保全団体との意見交換会を開催した他、平成24年6月及び9月には、答志島奈佐の浜清掃活動に参加するなど、環境保全団体との連携を強化しました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>調査研究委託業務名 「三重の木」の流通等に係る調査業務等委託事業</p>	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺いに随意契約の根拠及び理由が記載されていなかった。 [根拠：「契約事務の手引き」第3章]</p> <p>(2) 予定価格の設定及び予定価格調書の作成が行われていなかった。 [根拠：会計規則第65条]</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について 受託事業者と協議のうえ調整した作業工程よりも、仕様書に定める報告期限が早期に設定されていたことから、仕様書の作成時に十分検討を行い、指示内容を的確に示すことで、円滑な調査研究の実施に努められたい。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 委託の実施方法と成果の状況について アンケート調査の回収率が低調となっていることから、回収目標を仕様書等で定め、指導監督を行うなど、回収率を高める対策を講じることが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況) (農林水産部 森林・林業経営課)</p>	
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて (1)(2) 課内会議等において、職員に対し会計規則等の法令順守や具体的な契約事務処理について周知を図るとともに、再発防止のためのチェック体制の再確認を行ったところ、職員の意識向上と複数の職員によるチェックなど事務処理の適正化が図られました。</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について 職員に対し、委託業務の実施にあたっては引き続き受託事業者との十分な打ち合わせ等を行うとともに適時・的確な指示や契約変更等を行うよう指示し、現在は徹底されています。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 委託の実施方法と成果の状況について 指摘以降実施したアンケート調査については、仕様書に目標回収率を明記し、回収率の向上と事業成果の発現を図っています。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>調査研究委託業務名 漁業・漁村振興調査業務委託</p>	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 完成検査が、契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について 当該調査研究の成果も活用して、「みえ県民力ビジョン(案)」等の上位計画にも留意し、必要な調整を行いながら、「三重県水産業・漁村振興指針(仮称)」の策定を進め、新たな水産振興施策の展開を図られたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(農林水産部 水産経営課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて (1) 職員に対し、委託事業等の実施について、契約内容を確認し、進捗管理を徹底する等、適正な事務処理を行うよう周知を図りました。 職員の契約事務に対する意識が向上し、適正な事務処理が行えるようになりました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 成果の利活用について 当該調査結果を利用し、平成24年3月に、「三重県水産業・漁村振興指針」を策定しました。今後は策定した指針を活用し、新たな水産振興施策の展開に取り組みます。</p>	

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	「資源生産性競争時代を見据えた産業振興調査事業」業務委託
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>「クリーンエネルギーバレー構想」の検討を進めていく中で、当該調査研究をはじめとする、既存の調査研究の成果を有効活用しながら、環境・エネルギー制約の克服等を目的とした低炭素社会の視点により、本県の産業施策が推進されるよう取り組まれない。</p>	
講じた措置(処理状況)	(雇用経済部 エネルギー政策課)
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>新エネルギービジョンを推進する5つの戦略プロジェクトのうち、「新エネルギー関連産業等育成プロジェクト(エネルギー施策と連動させ、今後の成長分野として期待させる環境・エネルギー関連産業のさらなる集積をめざす「クリーンエネルギーバレー構想」の推進等)」を具現化するため、三重県の地域特性、産業特性を踏まえて、今後の成長産業として期待されている「環境・エネルギー関連分野」の育成・集積を図ることをねらいとした「みえグリーンイノベーション構想」を当該調査研究も含めた既存の調査研究の成果を活用しつつ、平成25年3月に策定しました。</p> <p>なお、「クリーンエネルギーバレー構想」の策定を進めていく中で、策定委員の中から、本構想はクリーンエネルギーの活用に留まらず、農商工連携やバイオリファイナリーなど様々な取組を推進していくこととなっており、クリーンエネルギーの枠を超えた名称がふさわしいのではないかと、との意見があり、本構想の名称を「みえグリーンイノベーション構想」としました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>調査研究委託業務名</p>	<p>科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その1) 科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その2)</p>
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 完成検査が、契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。(、)</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について 県の科学技術振興に関する検討を行うための調査研究については、当該調査研究を含め、毎年度実施されているところであるが、「みえ産業振興戦略」をとりまとめるにあたっては、当該調査研究の成果を有効に活用し、科学技術を生かした本県産業振興が推進されるよう取り組まれたい。(、)</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(雇用経済部 ものづくり推進課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて (1) 完成検査は契約書に基づく履行期限内に行うよう課員全員に周知しました。また、完成認定時においては、事業課及び経理担当課において複数の者によるチェック体制を強化するよう申し合わせを行いました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 成果の利活用について 平成23年度に実施の「科学技術振興策等の検討に係る調査業務委託」を活用し、環境・エネルギー(クリーンエネルギー)関連産業や医療・健康関連産業(ライフイノベーション)などの「社会的問題解決型成長産業」への取組を進めるとともに、イノベーション創出に関わる多様な組織が相互作用を及ぼしつつ連携を図るような産学官連携やオープンイノベーションのシステムの構築及び産業支援機関を活用しての企業の技術力向上への支援や企業間連携の取組の促進などが盛り込まれた「みえ産業振興戦略」が平成24年7月に取りまとめられました。 今後もこれら調査委託事業の成果を、科学技術を生かした本県産業振興の諸施策の参考とするよう努めてまいります。</p>	